

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ●● ●● (以下「甲」という。) は、官用車のガソリン、洗車及び車内清掃について、 (以下「乙」という。) との間に、下記条項の単価契約を締結する。

記

第1条 契約の項目、規格、単価、予定数量及びガソリン受払場所、洗車場所、車内清掃場所 (以下「給油・洗車等場所」という。) は次のとおりとする。なお、予定数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。

項 目	規 格	単価(税込)	予定数量	給油・洗車等場所
ガソリン	レギュラー	〇〇 円	9,300 リットル	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
洗 車	ワックス機械洗車	〇〇 円	20 回	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
清 掃	車 内 清 掃	〇〇 円	20 回	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第2条 本件の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3条 甲が乙にガソリンを発注するときは、給油しようとする自動車を給油・洗車等場所まで運行し、所定の「給油カード」を給油所に提出するものとする。

第4条 乙は、前条の規定によりガソリン給油カードの提出があったときは、給油しようとする自動車の登録番号 (別表) を確認のうえ、発注にかかるガソリンの給油を行い、ガソリンを給油したときは、甲所属の職員 (検収者) に給油量等の確認を受け、「納品書 (領収書)」を発行しなければならない。

第5条 甲が乙に洗車及び車内清掃 (以下「洗車等」という。) を発注するときは、洗車等しようとする自動車を給油・洗車等場所まで運行し、乙は登録番号を確認のうえ洗車等を行わなければならない。

第6条 甲又は乙は、この契約締結後に予想することができない社会・経済情勢その他の情勢変化又は物価水準の変動により単価が著しく不適当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。契約単価は、原則3か月は同一価格とする。

2 前項の契約単価の改定においては改定の指標として、経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査の給油所小売価格調査を基準とし、変動幅が±3.0円以上の場合、乙が改定

を希望する場合は任意の価格改定協議書（要望書）及び変動に係る見積書を作成し、契約単価改定の協議を行う。甲が改定を希望する場合は価格改定協議書（要望書）を送付し契約単価改定の協議を行い、乙は変動に係る見積書を作成する。これらの契約単価改定の協議を改定時期の5開庁日前までに開始するものとする。初回の変更契約の基準日等、変更契約に関する詳細は仕様書にて示すものとする。

- 3 新たな契約単価は、前項の規定に基づき甲乙協議のうで決定するものとし、翌月の1日を変更日として変更契約を締結するものとする。

第7条 単価金額を変更する場合は、書面をもって行う。

第8条 乙は、甲が正当な事由を認めた場合以外は、本契約に基づく甲の発注を拒むことができない。

第9条 乙は、甲が発注したガソリン、洗車及び車内清掃の代金の請求について、当月分の内容をとりまとめて、当該月の翌月に官署支出官 岡山労働局長に対して、次により作成した請求書を提出するものとする。

- 2 乙は、ガソリン給油に係る請求にあたっては、契約単価（税込）にガソリン給油量を乗じた金額をもって甲に請求することとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 3 乙は、第1項の請求書を別表の各所属毎に作成し、伝票番号、登録番号及び数量を記入した「内訳書」を添付しなければならない。

第10条 支出官は、乙から前条の請求を受けたときは、その請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に請求にかかる代金を支払わなければならない。

第11条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し当該未払い金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第12条 甲は、適宜乙から購入するガソリン及び洗車等の品質・規格を検査することができる。

- 2 前項の検査に要した費用は、乙の負担とする。

第13条 甲又は乙は、相手方が前条までの規定に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除された者は、契約条項に反したことにより生じた相手方の損害額を負担しなければならない。

第14条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号に該当すると認められるときは、何らの催告を要

しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第15条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、

当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第18条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない

ない。

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第23条 甲は、第14条第2項、同条第3項、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、同条第3項、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第25条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

第26条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第14条第2項、第15条、第17条、第18条、第21条、第23条、第25条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約が正当に締結されたことを証するために、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 ●● ●●

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

別 表

所 属	車 種	登 録 番 号
岡山労働局	日産 マーチ	岡山 501 ゆ 916
岡山労働局	日産 ティーダラティオ	岡山 501 ふ 9244
岡山労働局	トヨタ ヤリス	岡山 502 の 8536
岡山労働局	日産 AD	岡山 400 つ 2091
岡山労働局	日産 デイズルークス	岡山 581 う 3274
岡山労働局	トヨタ プロボックス	岡山 400 に 936
岡山労働局	日産 ノート	岡山 502 な 9373
岡山労働局	トヨタ ヤリス	岡山 502 め 2055
岡山労働局	トヨタ プリウス	岡山 300 る 2834
岡山労働局	スズキ アルトエコ	岡山 580 や 8957
岡山労働基準監督署	日産 ティーダラティオ	岡山 501 ふ 8169
岡山労働基準監督署	日産 デイズルークス	岡山 581 う 3275
岡山労働基準監督署	日産 デイズルークス	岡山 581 う 3276
岡山労働基準監督署	日産 ノート	岡山 502 ね 3407
岡山労働基準監督署	スズキ スイフト	岡山 502 と 6932
岡山公共職業安定所	日産 マーチ	岡山 501 つ 5438
岡山公共職業安定所	三菱 ミニキャブバン	岡山 480 け 2922
岡山公共職業安定所	トヨタ サクシード	岡山 400 な 308
岡山公共職業安定所	日産 AD	岡山 400 て 3032
岡山公共職業安定所	ホンダ フィット	岡山 502 ね 2824